

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2022年3月9日	
【会社名】	株式会社JFLAホールディングス	
【英訳名】	JFLA Holdings Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 檜垣 周作	
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号	
【電話番号】	03-6311-8899(代表)	
【事務連絡者氏名】	法務総務部長 尾崎 富彦	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号	
【電話番号】	03-6311-8899(代表)	
【事務連絡者氏名】	法務総務部長 尾崎 富彦	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (注) 本募集金額は1億円未満ですが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものです。	93,388,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	315,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2022年3月9日開催の当社取締役会決議において決議しております。
2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	315,500株	93,388,000円	46,694,000円
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	315,500株	93,388,000円	46,694,000円

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は46,694,000円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
296円	148円	100株	2022年3月25日(金)	-	2022年3月25日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本第三者割当増資に係る会社法上の払込金額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに、割当予定先である株式会社神明ホールディングス(以下「神明HD」といいます。)との間で、本普通株式に係る総数引受契約(以下「本第三者割当契約」といいます。)を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 本普通株式の募集は第三者割当の方法によります。本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに神明HDとの間で本第三者割当契約を締結しない場合は、本普通株式に係る割当は行われませんこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社JFLAホールディングス 法務総務部	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 三田通支店	東京都港区芝5丁目28番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
93,388,000円	2,000,000円	91,388,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、本第三者割当増資に関する弁護士費用、割当予定先の反社会的勢力該当性の調査費用及び登記費用並びにその他諸経費であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
生産事業設備投資	91,388	2022年4月～6月
合計	91,388	

(注) 1. 調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて管理する予定です。

当社グループの中核事業である生産事業は、乳業部門と醸造発酵部門で構成されております。乳業部門の九州乳業株式会社は大分県に本社を置く乳製品メーカーですが、ヨーグルトやノンデリーなど今後成長が見込まれる利益率の高いライン増設を主な目的とした設備投資(1,100百万円)を実施する計画です。醸造発酵部門の盛田株式会社は家庭用及び業務用のNB/PBしょうゆ・つゆたれ・みりんなどの調味料や清酒メーカーです。栃木県(日光工場：調味料)、愛知県(小鈴谷工場：しょうゆ、みそ、つゆたれ、大谷工場：清酒)、香川県(小豆島工場：調味料全般)、徳島県(徳島工場：奈良漬など)にあわせて5つの工場を有しておりますが、小豆島工場の減塩設備増強や日光工場のパウチ充填設備、小豆島工場小鈴谷工場の小物ラインの充填設備などの設備強化や老朽化による設備更新など品質低下を防ぎ品質の安定と向上を目的とした設備投資(900百万円)を実施する計画です。今回の資金調達により上記設備投資の一部に充当することを予定しております。残りの必要資金については、第三者割当による第9回新株予約権の行使による充当を見込んでおります。なお、今回の資金調達がこのタイミングとなりましたのは、当社から神明HDに対して2021年11月に第三者割当による新株式発行を提案し、同社と協議を重ねた結果、この時期に合意に至ったためでございます。当社の株価が下落した場合は、第9回新株予約権による資金調達額が当初見込額に達しない場合が想定されますが、本第三者割当増資によりこれを補完することができるものと考えます。

(注) 2. 過去の資金調達の使用及び充当状況について

第三者割当による第9回新株予約権(行使価額修正条項付き)の発行(2021年10月13日 届出書提出)

払込期日	2021年10月29日
発行新株予約権数	83,000個
発行価額の総額	36,603,000円
発行価額	第9回新株予約権1個につき441円 (第9回新株予約権の目的である株式1株当たり4.41円)
発行時における調達資金の額 (差引手取概算額)	3,248,703,000円(差引手取金概算額: 3,232,703,000円)(注1)
割当先	株式会社SBI証券
募集時における発行済株式総数	41,929,936株
当該募集による潜在株式数	8,300,000株
現時点における行使状況	33,886個(3,388,600株)
現時点における行使により調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,010,229,800円(994,229,800円)(注2)
発行時における当初の資金使途	生産事業設備投資等 2,000百万円 運転資金(仕入代金) 632百万円 販売事業開発資金 500百万円 新規事業投資 100百万円
発行時における支出予定時期	2021年11月~2023年10月
現時点における充当状況	生産事業設備投資等 207百万円 運転資金(仕入代金) 600百万円 販売事業開発資金 0百万円 新規事業投資 50百万円 なお、未充当の137百万円については、生産事業設備投資等として、2022年3月から2022年5月にかけて充当予定です。

(注) 1. 調達資金の額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

(注) 2. 現時点における調達資金の額は、新株予約権の払込金額の総額に2022年3月8日までの新株予約権の行使に際して出資された財産の価額の合計額を合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社神明ホールディングス
本店の所在地	兵庫県神戸市中央区栄町通6-1-21
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 藤尾 益雄
資本金	100百万円
事業の内容	グループ全体の経営企画、経営管理及びそれに付帯又は関連する業務
主たる出資者及びその出資比率	藤尾 益雄 37.29% 三菱商事株式会社 13.42% 株式会社赤富士不動産 10.47%

(2) 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	2,926,000株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		該当事項はありません。

(3) 割当予定先の選定理由

当社グループは食品から酒類・飲料まで多岐にわたる商品を生産・流通・販売する総合食品企業グループです。具体的には、乳業及び調味料や酒類製造を中心とした生産事業、高級食材他の輸入商社や国内食品類総合卸売を中心とした流通事業、外食店舗運営や製販一体型事業を展開する販売事業の3つのセグメントで構成されております。多様化するお客様のニーズに応えるべく「食を通じた新しい価値の創造と提供」をミッションに、付加価値のある商品を生産から流通そして販売に至るまでワンストップでサービスを提供する事業モデルを構築しております。

2021年11月に公表をいたしました新中期経営計画「NEXT JFLA 2025」では「新たな価値を創造し提供するグローバル食品・飲料メーカーへ」をテーマに、新型コロナウイルス感染症の影響が今後も継続する場合においても安定的な事業運営が可能な現預金の確保及び自己資本の改善、生産事業において今後成長が見込め利益率の高い商品群の開発や製造に係る設備投資、販売(外食)事業においては世界的に高いブランド価値を有する商品や店舗の開発、ウェルエイジング事業の強化の4点を中心に今後の当社グループの成長戦略とすることを計画しており、生産事業を成長戦略のエンジンと位置づけております。

なお、当社の2021年3月期業績が、売上高69,619百万円(前期比 13.9%)、営業利益 1,185百万円、経常利益 1,503百万円、親会社株主に帰属する当期純利益 2,073百万円と大幅な赤字決算となったこと、2022年3月期の第3四半期決算業績が、売上高53,226百万円(前期比0.0%)、営業利益 432百万円、経常利益 579百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益13百万円と前期と比較して改善はしているものの、依然として新型コロナウイルス感染症による影響が続いていること等の状況を勘案し、上記記載の新中期経営計画の実現のためには、新たな資金が必要であると判断いたしました。

神明HDは、創業以来120年にわたり、米穀業界を中心に時代の変化にあわせた商品やサービスを提供することで成長を続けています。昨今では米穀卸売業だけでなく、回転寿司やおにぎり専門店などの外食事業、無菌包装米飯事業やデリカ事業など時代のニーズにあわせた商品開発等を行うことで米の消費拡大に向けて取り組んでいます。また、精米拠点及びその他加工食品の製造拠点を全国各地に広げており、取扱品目は、米、青果、水産、デリカ惣菜、乾麺、その他加工食品など多岐にわたります。総合食品卸売企業として成長を続ける中、コメ流通の川上、川中、川下の垂直統合により、生産から流通、販売までサプライチェーンを一貫して手掛けることを通じて商流をすべて手掛け、食のプラットフォームになることを目指しております。

当社と神明HDは、2016年に資本業務提携契約を提携後、神明HDグループによる米を含む食材の当社グループへの安定的な供給を中心に協業関係を続けてまいりました。当社は、将来にわたりグループが持続的な成長を遂げるためには、ROEの向上や自己資本比率の改善及び有利子負債の削減を含む資本政策(自己資本増強)が重要な経営課題であると認識しております。その折に、本資本政策にあたり当社から神明HDに対して2021年11月に第三者割当による新株式発行を提案したところ、今般応諾していただきました。

当社は本件割当増資により、グループの中核事業である生産事業の設備投資資金(具体的にはヨーグルトやノンデイリーなど今後成長が見込まれる利益率の高いライン増設を主な目的とした設備投資や品質の安定と向上を企図した調味料製造時における減塩設備投資の一部)に充当することにより、生産事業の売上の増加や収益率の向上に繋がります。ひいては企業価値の向上が期待できます。また、経営課題である自己資本の増強や自己資本比率の改善にも寄与いたします。一方で、神明HDは、当社グループが取り扱う米及び食品の原料取引の拡大が見込めるなど相互にメリットがあることから本件割当増資を決定いたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 315,500株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先である神明HDから、本件増資により割り当てる本普通株式の保有方針について、資本業務提携の一環として中長期的に保有する意向であることを口頭において確認しております。

また、当社は、割当予定先から、割当予定先が本普通株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(6) 払込みに要する資金などの状況

当社は、割当予定先の会計監査人の監査報告書が付された2020年3月期及び2021年3月期の計算書類に記載された売上高(2020年3月期1,585百万円、2021年3月期1,471百万円)、総資産額(2020年3月期63,367百万円、2021年3月期52,206百万円)、純資産額(2020年3月期25,293百万円、2021年3月期21,606百万円)及び現預金の額(2020年3月期5,147百万円、2021年3月期2,470百万円)等の状況を直接確認しており、さらに、割当予定先から株式会社みずほ銀行が発行した残高証明書(2021年9月30日現在)及び預金口座の残高照会書(2022年3月8日現在)を受領しました。当社は、上記の計算書類の現預金の額(2,470百万円)並びに残高証明書及び残高照会書を確認するとともに、割当予定先より本第三者割当の払込みに必要かつ十分な資金が確保されていることを口頭にて確認し、払込みに要する資金が確保されているものと判断いたしました。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及びその主要株主(以下「割当予定先関係者」と総称する。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関調査機関である株式会社TMR(住所:東京都千代田区神田錦町3-15、代表取締役 高橋 新治)に調査を依頼し、同社からは、割当予定先関係者及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2022年3月1日から同年3月7日付で受領しております。したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠と合理性に関する考え方

本件割当増資により発行する本新株式の発行価額につきましては、割当予定先との協議により、本件割当増資に係る発行決議日の直前取引日である2022年3月8日の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)である328円の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である296円といたしました。

発行決議日の直前取引日における終値を基準として採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。また、10%というディスカウント率については、当社の2021年3月期業績が、売上高69,619百万円(前期比13.9%)、営業利益1,185百万円、経常利益1,503百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,073百万円と大幅な赤字決算となったこと、2022年3月期の第3四半期決算が、売上高53,226百万円(前期比0.0%)、営業利益432百万円、経常利益579百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益13百万円と前期と比較して改善はしているものの、依然として新型コロナウイルス感染症による影響が続いている状況を勘案し、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠する10%を超えない範囲の上限に相応する率をディスカウントすることはやむを得ないとの判断を行い、かかる条件をもって新株式の発行を行ったとしても、当社グループの企業価値の存続、ひいては既存株主に皆様の利益向上に資するとの判断のもと、当社側から割当予定先に提案を行い、慎重に両者間で交渉を行った結果、決定いたしました。

なお、当該払込金額は、発行決議日の直前取引日までの1ヶ月間(2022年2月9日から2022年3月8日)の終値の単純平均値332円(円未満切捨て)に対し10.84%のディスカウント(小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、発行決議日の直前取引日までの3ヶ月間(2021年12月9日から2022年3月8日)における終値の単純平均値314円(円未満切捨て)に対し5.73%のディスカウント、発行決議日の直前取引日までの6ヶ月間(2021年9月9日から2022年3月8日)における終値の単純平均値336円(円未満切捨て)に対し11.90%のディスカウントとなっております。

当該発行価額は、払込金額を原則として取締役会決議日の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとしつつ、直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6ヶ月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができるものとする日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠して算定されていることから、割当予定先にとって特に有利な金額ではないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、当社取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役会から、本新株式の払込金額は、当社の企業価値の向上を目的としつつ、既存株主の利益に対する合理的かつ慎重な配慮に基づき決定されており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるため、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法であるという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件割当増資により発行される株式数は315,500株(議決権数3,155個)であり、2021年9月30日現在における当社の発行済株式数は41,929,936株(議決権数412,112個)です。これに係る希薄化率は、0.75%(小数点以下第3位を四捨五入しています。議決権数に係る希薄化率は0.77%)です。なお、2021年9月30日現在における当社の発行済株式数41,929,936株(議決権数412,112個)に対して、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内に発行された第9回新株予約権(2021年10月29日付け発行)が行使された場合に発行される株式総数8,300,000株(議決権数83,000個)並びに2022年2月25日付け第三者割当増資により発行された株式数324,200株(議決権数3,242個)を加算した株式数(議決権数)を合算した総株式数は8,939,700株(議決権数89,397個)となり、これに係る希薄化率は、21.32%(小数点以下第3位を四捨五入しています。議決権数に係る希薄化率は21.69%)です。そのため、本第三者割当増資により、当社普通株式に一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した資金使途に充当することにより、企業価値の向上や経営課題である自己資本の増強や自己資本比率の改善に資するものであるため、当社の既存株主の皆様の利益に資するものと考えており、本第三者割当増資による株式の希薄化は、合理的な範囲であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
HSIグローバル株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町 1丁目5-6	10,914,396	26.48	10,914,396	24.13
株式会社神明ホールディ ングス	兵庫県神戸市中央区栄町通 6丁目1-21	2,926,000	7.10	3,241,500	7.17
株式会社SAKEアソシエイ ツ	東京都中央区日本橋蛸殻町 1丁目5-6	2,301,509	5.58	2,301,509	5.09
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目 23-1	1,433,000	3.48	1,757,200	3.88
株式会社M&T	東京都中央区日本橋蛸殻町 1丁目5-6	766,290	1.86	766,290	1.69
檜垣 周作	東京都千代田区	593,363	1.44	593,363	1.31
鈴木 成和	東京都千代田区	405,446	0.98	405,446	0.90
ワイエスフード株式会社	福岡県田川郡香春町大字鏡 山字金山552番8	199,300	0.48	199,300	0.44
オリエンビルデベロッ プメント6号株式会社	東京都千代田区麴町5丁目 3	192,786	0.47	192,786	0.43
株式会社エイチウィル	東京都渋谷区代々木5丁目 34-28	165,300	0.40	165,300	0.37
計		19,897,390	48.28	20,537,090	45.40

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」には、2021年9月30日現在の株主名簿を基準として、2021年10月29日に発行した新株予約権が行使されたことにより発行された株式数(3,388,600株)及び2022年2月25日付の第三者割当増資により発行された株式数(324,200株)を加算したうえで、本件第三者割当増資による異動を考慮したものです。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第15期、提出日2021年6月30日)の提出日以降、本有価証券届出書の提出日(2022年3月9日)までの間に、新株予約権の権利行使及び新株式の発行により次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2021年6月30日～ 2022年3月8日	3,712,800	45,642,736	540,821	3,451,185	540,822	574,344

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(2022年3月9日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2022年3月9日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第15期)の提出日(2021年6月30日)以後、本有価証券届出書提出日(2022年3月9日)までの間に、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2021年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2021年6月29日開催の第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社との吸収合併及び子会社の事業活動の現状に即し、目的事項の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に定める目的について、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

檜垣周作、森下将典、小林剛、齊藤隆光、宇野友三郎、山本博紀及び香本明彦の7氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

大野千幸氏及び森本晃一氏を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第2号議案				(注) 1	
檜垣 周作	282,774	2,409	10		可決
森下 将典	282,429	2,754	10		可決
小林 剛	282,796	2,387	10		可決
齊藤 隆光	282,781	2,402	10		可決
宇野 友三郎	282,218	2,965	10		可決
香本 明彦	282,466	2,717	10		可決
山本 博紀	282,127	3,056	10		可決
第3号議案				(注) 2	
大野 千幸	282,602	2,581	10		可決
森本 晃一	282,746	2,437	10		可決

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項の可決要件を満たすことが確定し、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2021年11月12日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

2021年11月11日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

1. 特別利益について

(1) 投資有価証券売却益

経営資源の効率的な活用並びに財務体質の強化を図るため、当社保有の上場投資有価証券等を売却したことにより投資有価証券売却益491百万円を計上いたしました。

(2) 助成金収入

新型コロナウイルス感染症にかかる感染拡大防止協力金、時間短縮営業協力金、雇用調整助成金等の申請により助成金収入297百万円を計上いたしました。

(3) 債務免除益

株式取得後に発生した債務免除益199百万円を計上いたしました。

2. 特別損失について

(1) 新型コロナウイルス感染症による損失

新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請に伴い発生した休業中店舗の賃借料及び人件費等により新型コロナウイルス感染症による損失212百万円を計上いたしました。

(2) 減損損失

株式取得により発生したのれんについて、外部環境の変化を踏まえ今後の計画を保守的に見直した結果、のれんの減損損失247百万円を計上致しました(なお、上述した債務免除益199百万円と相殺した48百万円が実質的な減損損失の対象となります)。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

上述のとおりです。

(2022年2月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2022年3月期第3四半期連結会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)において、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2022年2月10日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

新型コロナウイルス感染症にかかる感染拡大防止協力金、時間短縮営業協力金、雇用調整助成金等の申請により特別利益(助成金収入)467百万円を計上いたします。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

上述のとおりです。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2021年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第3四半期)	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日	2022年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月24日

株式会社JFLAホールディングス
取締役会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高 砂 晋 平
業務執行社員代表社員 公認会計士 宇田川 和 彦
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社JFLAホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JFLAホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「(企業結合等関係)」に記載のとおり、会社は2021年1月1日に株式会社LCADの株式を取得し、その際のにれんが966,097千円発生している。</p> <p>「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項(7)のにれんの償却方法及び期間」に記載されているとおり、のにれんは、効果の及ぶ合理的な期間で均等償却されるが、減損の兆候が認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は当該減少額として測定される。</p> <p>会社は、取得時に見込んだ超過収益力が将来に亘って発現するかに着目し、事業計画に基づく営業利益及び割引前将来キャッシュ・フローをモニタリングするが、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りは長期に亘り、経営者の仮定や固有の判断に大きく影響を受ける。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い当該仮定の不確実性が高くなっていることから、将来予測についての経営者による判断がのにれんの評価に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上のことから、当監査法人は、株式会社LCADののにれんの評価が、当連結会計年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のにれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 のにれんの評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。</p> <p>(2) 減損の兆候の把握 減損の兆候の把握が適切に行われていることを確かめるため、取得時に見込んだ超過収益力の毀損の有無の検討を行った。</p> <p>(3) 減損損失の認識 減損の兆候を把握した場合には、減損損失の認識の判定が適切に行われているかを検討するため、事業計画に考慮されている重要な仮定を含め、将来の事業計画の合理性を検討した。 将来の事業計画の合理性を検討するに当たっては、主に以下の手続を実施した。 ・将来の事業計画及び事業計画に考慮されている重要な仮定について財務報告の責任者と議論するとともに、重要な仮定の合理性について評価した。 ・新型コロナウイルス感染症が業績に与えた影響の程度を確かめ、今後の事業計画に与える影響を評価した。 ・将来の事業計画の継続年数について財務報告の責任者と議論した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の

注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社JFLAホールディングスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社JFLAホールディングスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

株式会社JFLAホールディングス
取締役会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高 砂 晋 平
業務執行社員代表社員 公認会計士 宇田川 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社JFLAホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JFLAホールディングスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸付金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「財務諸表注記(重要な会計上の見積り)」に記載の通り、株式会社JFLAホールディングスの当事業年度末の貸借対照表において、貸付金10,172,371千円が計上されている。株式会社JFLAホールディングスが一部の子会社から受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローは、子会社に対する貸付金の回収可能額の判定において、将来のキャッシュ・フロー等について仮定を設定している。これらの仮定については、経営者の最善の見積りにより決定しているが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響など、将来の不確実な経済条件の変動結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。以上から、当監査法人は、金額の重要性の高いAtariya Foods Limited(連結子会社)への貸付金に対する貸倒引当金の見積りが、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、貸付金の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 貸付金の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 貸付金から受け取ることが見込まれるキャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 ・事業計画の算定根拠資料の閲覧及びその基礎となった外部機関が公表している所在地国のGDP予測との照合を実施したほか、その予測の信頼性を評価した。 ・主要な仮定や新型コロナウイルス感染症の売上高に対する影響について財務責任者と議論を実施した。 ・事業計画と実績を比較分析することにより、将来計画の見積りの精度を評価した。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月9日

株式会社JFLAホールディングス
取締役会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高 砂 晋 平
業務執行社員代表社員 公認会計士 宇田川 和 彦
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社JFLAホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社JFLAホールディングス及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財

務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。